

# あさがお通信

五月十一日（土）、第九回通常総会を開催させて頂きました（於：コラボが21大会議室）。当日はあいにくの雨にもかかわらず、五十名を超える方に出席頂きました。お蔭さまで無事に終了することが出来、心よりお礼申し上げます。

さて今回は、総会に先立ち寸劇、講演を開催しました。寸劇は「和服を売るつもりが、安く買い取られた貴金屬」、「消えた1000万円?!」転ばぬ先の成年後見」と題し、滋賀県消費生活コンサルタント協会の方、七名

に熱のこもった演技を披露して頂きました。演技を見て“このようなことは本当に身近なところで、いつでも起こり得るものだ。気を付けなければ。また、自分たちも伝えていかなければ。”と実感しました。

続いて弁護士 土井裕明さんから、「悪徳商法から身を守る」と題して講演頂きました。高齢者の被害が増加していること、高齢者の被害の特徴、詐欺の手口が多様化していることなど、分かりやすく、話して頂きました。



講演の様子

土井弁護士

寸劇の様子

滋賀県消費生活  
コンサルタント協会の皆さん

成年後見

## 報告

## 寸劇・講演「悪徳商法から身を守る」 第9回 通常総会

好評のうちに寸劇、講演は終了し、続いて総会を開催させて頂きました。今年は四議案(※)の審議をお願いし、いずれも承認頂きました。

来年はあさがお設立十周年を迎えます。その意味でも今年、承認頂いた活動予算、事業計画を着実に実施し、十周年の年に繋げる一年にしたいと思います。最後になりましたが、あさがおは皆様から、さらに信頼される権利擁護団体となるよう取り組んで参ります。引き続きご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※①平成二十四年度事業報告

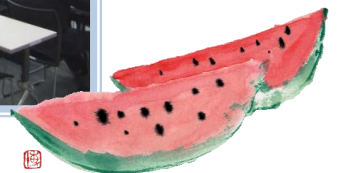
②平成二十四年度決算の承認

③平成二十五年度事業計画(案)について

④平成二十五年度活動予算(案)について

### Contents

- 一 総会・講演会報告
- 二 監事からのメッセージ
- 三 後見センター情報
- 四 ニュース等



## Message

## 「あさがお」と私

**私** は、平成9年に監査法人を退職し、大津で独立開業しました。開業する前に先輩から「これからは公認会計士も社会貢献が必要。非営利会計（社会福祉法人や財団・社団法人、後にはNPO法人等）の勉強をしておくといいよ。」と言われ、非営利会計の委員会に参加することになりました。この先輩のお声かけがなければ、「あさがお」に関わることもなかったと思います。時代的には阪神淡路大震災の後で、ボランティア団体の法人格（いわゆるNPO法人）の議論が高まった時期でした。滋賀県も平成9年4月に淡海ネットワークセンター（現 公益財団法人淡海文化振興財団）を立ち上げました。立ち上げ前に旧琵琶湖ホテル（現 びわ湖大津館）で講演会等があり、そこで知り合ったのが滋賀県庁から出向してネットワークセンターの中心的役割を担う（監事の）阿部圭宏さんでした。



**そ** の後、Aさんの紹介で、大津市社会福祉協議会の（理事の）山口浩次さんのお話を聞くことができました。平成12年には介護保険法や成年後見制度が始まりました。時を同じくして、大津市では、介護保険施行前（介護予防）のサポートをする団体に申請により補助金を支給する「おおつげんきくらぶ」が発足しました。山口さんの紹介で、「おおつげんきくらぶ」での補助金の支給審査の委員に加えていただき、その時の委員長が（理事の）筒井のり子さんでした。また、大津市役所の窓口となっていたのが福井英夫さんでした。

**介** 護保険施行後2年目となる平成13年から14年にかけて、福井さんが中心になり、大津市では「介護保険サービス実践ガイド」を事業者と利用者である市民とが中心になって作成しました。私はコーディネーターとして参加し、（理事長の）竹下育男さんは専門家の立場で参加されていました。介護保険は利用する方が増えていったものの、成年後見はさほど利用されていないのが当時の状況でした。大津市役所の福井さん、徳永さん、そして（事務局長の）近澤貴徳さんが中心になり、法人で成年後見をおこなうNPO法人あさがおが設立（平成17年2月）されました。NPOの会計・運営の面をサポートする形で理事として就任しましたが、設立当初から監事をしていただいた方の退任にともない、昨年の総会で監事となりました。

**振** り返ってみると、あさがおが設立される前から、半数の理事・監事を知っており、人との出会いは大切だなと思いました。

今まで以上にニーズが高まるであろう成年後見。

会員皆様からのNPO法人あさがおへのなお一層のご支援をよろしくお願いいたします。

監事 飯野 修

# 県内の成年後見センター等の動向

★滋賀県内の権利擁護団体の活動や、圏域ごとの検討会の状況を紹介します★  
 もだま・高島市成年後見サポートセンター・あさがおが、事業を実施しています。  
 滋賀県社会福祉事業団・甲賀圏域のばんじーは、センター設置の準備中です。  
 湖北圏域・湖東圏域は、検討中です。

## 高島市成年後見サポートセンター (社会福祉法人高島市社会福祉協議会)

開設:平成22年8月  
 所在地:高島市勝野215  
 ☎:0740-36-8220

高島市民が安心して成年後見制度を利用できるよう、  
 ①関係機関の協働  
 ②成年後見制度の理解促進  
 ③市民後見人の養成および組織化  
 ④成年後見に関する専門職のスキルを高める  
 という4つの基本方針を掲げて、取り組みを進めています。  
 法人後見は、5件受任しています。(6月末)

## NPO 法人 あさがお

設立:平成17年2月  
 所在地:大津市浜大津3丁目2-4  
 ☎:077-522-0799

①高齢者・障害者の権利擁護に関する総合相談  
 ②法人後見(91件)  
 ③権利擁護・成年後見制度に関する普及・啓発事業  
 などを行っています。  
 受託事業として、大津市民・専門職等から、権利擁護(虐待を含む)や成年後見制度の申立についての相談と、滋賀県下の市町・専門職から、高齢者の権利擁護の相談をお受けしています。

Assistance of Self-determination And Guardianship by Advocacy Otsu

## NPO 法人成年後見センターもだま

設立:平成19年7月  
 所在地:草津市野村8丁目5-19  
 ☎ 077-598-0246

湖南4市(草津・守山・栗東・野洲)から成年後見制度利用促進事業を受託し、障害者や高齢者の権利擁護・生活相談、成年後見制度利用相談、啓発活動を行っています。  
 また、特に福祉的支援を必要とする方の法人後見を受任し、身上監護を重視した支援を行っています。

## 湖北圏域

昨年度、法律・社会福祉・行政の関係者等で組織された「成年後見サポートセンター検討委員会」において、制度の普及と適正な運用を図るためのセンターの役割について検討が重ねられ、長浜市、米原市および関係機関に意見報告されました。  
 今年度、両市では、成年後見制度・権利擁護事業の総合的な利用支援体制の整備推進にあたり、委員会の意見の反映に努めていくこととしています。

## 湖東圏域

昨年度、法律や社会福祉の専門家、県および圏域内の行政・社協職員等あわせて28名の委員による「湖東圏域成年後見サポートセンターあり方検討委員会」を設置して協議を行いました。  
 その他、ワーキング部会にて調査・検討を行ったほか、講演会や出前講座、なんでも相談会を実施しました。サポートセンターの必要性が実証され、今年度以降さらに具体的に検討を進めていく予定です。

## 滋賀県社会福祉事業団

東近江圏域では、平成20年頃から圏域内の市町行政・社会福祉協議会・民間福祉事業者等で組織した協議体で、権利擁護のためのシステムと拠点づくりについて議論を重ねて来ました。

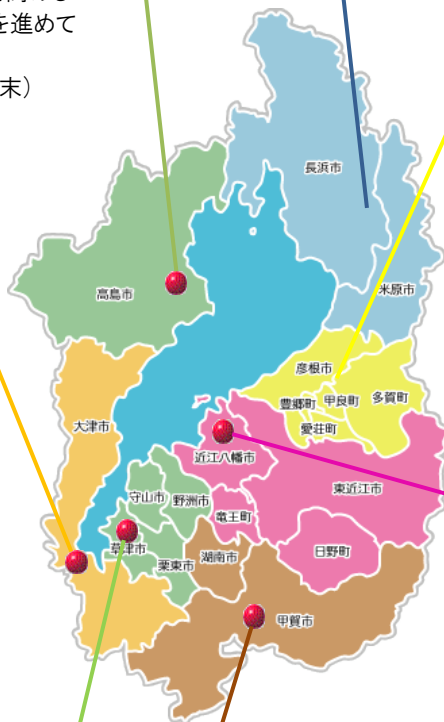
協議は市町行政を中心に継続される予定ですが、それに先立ち滋賀県社会福祉事業団が、独自事業として「法人後見事業」の実施準備を進めています。第三者後見人が不足している中、職員が持つ福祉的援助の専門性を活かし、地域住民の皆様にご貢献できる事業の実施を目指しています。

## 甲賀・湖南成年後見センター ばんじー

設立:平成25年10月(予定)  
 所在地:甲賀市甲南町野田810(甲南庁舎2階)

Protection Advocacy  
 Network Guardianship

平成23年度から様々な検討を経て、平成25年4月27日に関係者16人により発起人会を開催。7月6日設立総会で、10月にはNPO 法人として出発することを確認しました。  
 ①成年後見制度についての専門家相談や利用促進、普及・啓発、研修事業  
 ②法人後見等の受任活動  
 に取り組んでいきます。



# 選挙権回復!! →さらなる支援を考える

にゅーす

前号でお伝えした違憲判決を受けて、国会において公職選挙法11条1項1号を削除する内容の改正が、2013年5月27日に全会一致で参議院を通過し、成年被後見人の方々の選挙権・被選挙権の回復をみました。この改正法により、約13万6000人の成年被後見人が7月に行われる参議院選挙をはじめとする選挙へ参加できることになりました。

今回の選挙権の回復を実現するまでには、4ヶ所の裁判所で訴訟を起こされた4人の原告をはじめ、多くの方々の努力があったことはいまでもありません。その上に、司法府による画期的な判決と、立法府が直近に行われる参議院議員選挙での投票が可能となるようにと、判決から2ヶ月という異例のスピードで公職選挙法の改正が行われたのでした。しかし、この法改正により投票ができるように法的に回復しても、投票できる環境の整備がなされて実際に投票ができなければ意味がありません。

私たちは、成年被後見人の方々も含め、すべての国民に選挙権があること、投票ができることをしっかりと伝え、どのような候補者がどのような主張をしているのか、また投票所でどのような手続きを行うのかなどについて、ご本人が理解できる方法でしっかりと伝えていくと取り組みが重要になると思われます。



また、投票所での投票が困難な方々のために、精神科病院や福祉施設等の指定施設での不在者投票ができるような取り組みなどを積極的に行うことも大切になってくるものと思われます。



## 書籍紹介



滋賀県守山市の藤本クリニックで実施されている「もの忘れカフェ」。そこは、軽度の認知症や若年性の認知症の方たちが自主的に運営するデイサービス。

本書はこのカフェを題材にした書籍の第3弾。藤本医師が「もの忘れカフェ入門編」とおっしゃられるように、とても分かりやすく丁寧に書かれています。各章の前半は、デイサービスセンター所長の奥村氏が率直かつエネルギーに経過を描き、そして後半は藤本医師が当時の振り返りと解説をするという形で構成されています。苦悩と反省と葛藤の日々が書かれていることで、お二人の言葉はより一層重みを増して、あなたの心に届くことでしょう。



## 藤本クリニック 奥村典子・藤本直規 著

「もの忘れカフェの作り方」の奥村所長と藤本医師が共著された最新書です。特に認知症の方の支援として、「食事」「入浴」「排泄」の3つに焦点をあて、50のヒントを紹介しています。イラストや事例を使用して、大変分かりやすく、より実践的な内容となっています。

「一人の人を考えるときにいつも同じ方向からばかり考えるのではなく、今日と明日では何かが変わっていることが当然であるように、考える課題やそのときの場面、環境、さらにその人自身がいつも同じではないとしたら、ヒントが相反することでもご理解いただけると幸いです。(はじめにより)」



金次郎 今やスマホに持ち替る 純坊

